

緊急事態宣言発出【4月25日～5月11日】に伴う市民部所管の施設（及び事業等）について

1 文化施設等について

- (1) 休業要請を受ける施設（吉祥寺美術館）
 - ・ コピスが閉館するため、音楽室も含めて休館とし、使用料を全額返還する。
 - * 吉祥寺美術館は延べ床面積が1,000㎡を超えるため、休業要請の対象となる。

- (2) 無観客開催の要請を受ける施設（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、市民会議室）
 - ・ 文化事業団の主催公演事業は、無観客開催が困難であるため、延期または中止とする。関係者のみで実施する一部の事業については実施する。
 - ・ 施設貸出については、無観客または関係者のみでの開催を要請し、難しい場合には、感染症対策を徹底させた上で、主催者の判断に委ねる。
 - ・ 施設予約の新規受付は、無観客または関係者のみでの使用に限定する。なお、施設定員は、武蔵野市文化施設利用ガイドライン（第7版）（市民会議室はこれまで対応）を継続し、50%を上限とする。ただし、レインボーサロンについては、飲食を伴う使用の受付を中止する。
 - ・ 夜間区分の新規受付を中止し、原則として午後8時で閉館する。あわせて、使用を中止する場合には、使用料を全額返還する。

2 コミュニティセンターについて

原則として午後8時閉館とする。コミュニティ協議会の主催事業については、実施の可否や規模縮小等の判断は個別に行う。